(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府 県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、 平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構 各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- (1)中小企業人材確保推進事業助成金(※)
- (2)中小企業基盤人材確保助成金(※)
- (3)中小企業人材能力発揮奨励金(※)
- (4)中小企業職業相談委託助成金 (※)
- (5)建設雇用改善推進助成金
- (6)建設教育訓練助成金

- (7)キャリア形成促進助成金
 - ・訓練等支援給付金
 - ·中小企業雇用創出等能力開発助成金 (※)
 - ・職業能力評価推進給付金
 - ・地域雇用開発能力開発助成金

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の 担当窓口に提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日 から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

東京労働局ハローワーク助成金事務センター分室

T112-0004

東京都文京区後楽2-3-21住友不動産飯田橋ビル3階 TEL 03(3813)5071

※上記所在地での業務開始は10月3日(月)からとなります。



